

議案第 5 2 号

前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の制定について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 8 条第 1 項の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 3 7 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）の規定により宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第 2 条 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を申請する者等は、別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収等)

第 3 条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第 4 条 市長は、特別の理由があると認めたときは、この条例に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区 分	金 額
1 法第 1 2 条第 1 項又	次の各号に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の

<p>は法第30条第1項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を申請する者</p>	<p>区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 500平方メートル以内の場合 1万5,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 2万6,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 3万7,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 5万5,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 6万6,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合 8万9,000円</p> <p>(7) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内の場合 14万1,000円</p> <p>(8) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内の場合 21万6,000円</p> <p>(9) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内の場合 33万6,000円</p> <p>(10) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内の場合 47万5,000円</p> <p>(11) 10万平方メートルを超える場合 61万3,000円</p>
<p>2 法第12条第1項又は法第30条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の許可を申請する者</p>	<p>次の各号に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 500平方メートル以内の場合 1万3,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 1万6,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 1万8,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 2万1,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 2万9,000円</p>

	<p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合 3万3,000円</p> <p>(7) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内の場合 3万9,000円</p> <p>(8) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内の場合 5万3,000円</p> <p>(9) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内の場合 7万2,000円</p> <p>(10) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内の場合 10万6,000円</p> <p>(11) 10万平方メートルを超える場合 12万9,000円</p>
<p>3 法第16条第1項又は法第35条第1項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可を申請する者</p>	<p>申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が61万3,000円を超えるときは、61万3,000円）</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（同号に規定する変更がない場合であって、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴うときは、当該縮小後の面積）の区分に応じ、1の項に定める金額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 盛土又は切土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成に関する工事の計画の変更については、その増加する土地の面積の区分に応じ、1の項に定める額</p> <p>(3) その他の変更については、1万円</p>
<p>4 法第16条第1項又は法第35条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可を申請する者</p>	<p>申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が12万9,000円を超えるときは、12万9,000円）</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（同号に規定する変更がない場合であって、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴うときは、当該縮小後の</p>

	<p>面積)の区分に応じ、2の項に定める金額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地の面積の増加を伴う工事の計画の変更については、その増加する土地の面積の区分に応じ、2の項に定める額</p> <p>(3) その他の変更については、1万円</p>
<p>5 法第18条第1項又は法第37条第1項の規定により中間検査を申請する者(法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により、当該工事が法第12条第1項又は法第30条第1項の許可があったものとみなされる場合を除く。)</p>	<p>次の各号に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 3,000平方メートル以内の場合 3,700円</p> <p>(2) 3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内の場合 5,600円</p> <p>(3) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内の場合 9,400円</p> <p>(4) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内の場合 1万6,000円</p> <p>(5) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内の場合 2万8,000円</p> <p>(6) 10万平方メートルを超える場合 3万9,000円</p>
<p>6 省令第88条の規定により証明書の交付を申請する者</p>	<p>証明書の交付1件につき4,000円</p>